

立川市地域防災計画（素案）に対する主な意見等一覧

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
1	全般	庁内	文言の記載ルールの一貫が必要ではないか。	意見のとおり修正する。 それぞれ、統一を図りました。 もしくは、直ちに、とおり、「。」のルール、受入、問い合わせ、行う、全て、あたり、または、うえ、取る、あらかじめ、きわめて、合わせて、立入禁止、踏まえて、できない
2	第1部第2章「防災機関の業務大綱」	防災関係機関	日本赤十字社東京都支部・5輸血用血液の確保、供給に関する事 → 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事	意見のとおり修正する。
3	第1部第3章「市の概況」	庁内	第1部 総論の②「地区別面積」の表の数値について修正を要する。	意見のとおり修正する。
4	第1部第3章第2節「社会的条件」	庁内	市内の年代別単身世帯数や核家族世帯数、町丁別高齢化率などを追加し、自身での避難が困難な方の状況や地域特性などを把握したほうが良いのではないかと。	町丁別高齢化率の一覧については、作成し、計画に組み込みました。
5	第1部第3章第2節「社会的条件」	庁内	（5）土地利用 5年度のデータを入力する。	意見のとおり修正する。
6	第2部第1章第2節「防災・減災計画の基本的な考え方」	防災関係機関	（1）基本理念 計画の構成の3本柱ですが、東京都地域防災計画からみると、「自助・共助の備えを促進」「応急対応力を一層強化」「被災者の早期の生活復旧」となっています。また「防災	意見のとおり修正（追記）する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			DX」がキーワードかと思 います。 防災・減災計画は記入されて いると思いますが、防災 DX の推進は記載されています でしょうか。	
7	第2部第2章第1 節「東京都防災会 議による被害想 定」	東京都	(7) 被害軽減効果の推計 都の地域防災計画（震災編） にならい、以下のとおり具体 的に記載してはどうか。 ○出火抑制対策による、火災 被害の軽減効果 ↓ ○感震ブレーカー設置など の出火防止対策や消火器設 置、消火訓練実施などの初期 消火対策による、火災被害の 軽減効果	意見のとおり修正する。
8	第2部第2章第2 節「減災目標と対 策」	東京都	減災目標2、(1)、⑥ライフ ラインの復旧 ライフラインの復旧日数に ついて、都地域防災計画にお いては、令和5年修正より減 災目標への復旧日数の記載 をしないこととしているた め、削除をお願いいたしま す。	意見のとおり修正する。
9	第2部第2章第2 節「減災目標と対 策」	庁内	減災目標3、(1)、③必要な 情報の提供と避難誘導 Twitter の標記は改めた方が よいのではないか。	意見のとおり修正する。
10	第2部第3章「市 民・地域、事業所等 と行政の役割分 担」	経営会議	「能登半島地震」の文言を文 章に位置付けてはどうか。	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
11	第2部第3章第4節「避難所の運営」	庁内	簡易ベットも備蓄しているがその旨は書かなくてもいいのか。	意見のとおり修正する。
12	第2部第4章「防災・減災への取り組み」	経営会議	「能登半島地震」の文言を文章に位置付けてはどうか。	意見のとおり修正する。
13	第2部第4章第1節第1項「市街地の安全対策」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (1) 木造建物が密集するなど危険とされる地域への対応 細街路の拡幅や建物の不燃化が効果的であるが、道路の整備や建替えには時間を要するため、→ 建物の不燃化が効果的であるが、建替えには時間を要するため、理由としては、効果がないため。	「細街路の拡幅が効果がない」ことが立証されているわけではなく、記載を削除するには十分ではないため、素案のとおりとします。
14	第2部第4章第1節第2項「道路・橋りょうの整備」	防災関係機関	(3)「橋りょうと歩道橋」 また、都道上にある横断歩道橋6橋については、老朽化への対応等が課題となっている。→ また、都道上の東京都が管理する橋りょう及び横断歩道橋については、都で定めた予防保全計画、個別施設計画に基づき維持管理を行っている。	意見のとおり修正する。
15	第2部第4章第1節第3項「オープンスペースの確保」	庁内	(1) オープンスペースの整備 公園改修時に位置付けの検討は公園緑地課で行わないとのことで、削除	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
16	第2部第4章第1節第4項「ライフラインの整備」	庁内	【現状と課題】(3) 電気 最下段に段落を変え追記 「令和5年3月に供用開始した立川市クリーンセンターたちむにいでは、焼却の際の余熱を利用した発電設備や給湯設備を備えている。これらの設備により供給することが可能な余剰電力やお湯(約60℃)の活用を図る必要がある。」	記載する場所として相応しくなく、記載するならば新たな項目を立てる必要がありますが、他の施設とのバランスも考慮しなくてはならず、即時には対応できず検討はできないため、次回以降の対応とします。記載としては、素案のとおりとなります。
17	第2部第4章第1節第4項「ライフラインの整備」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (1) 水道 送配水管等の耐震化等の要請の所管を 環境下水道部 → 市民生活部	環境下水道部も施設の強化は給水活動の継続に関わってくるため、無関係とは言えず、「市民生活部、環境下水道部」と併記するように調整します。
18	第2部第4章第1節第5項「河川の氾濫、雨水対策」	庁内	題目 河川の氾濫、雨水対策 → 河川の氾濫、浸水対策 としてはどうか。	意見のとおり修正する。
19	第2部第4章第1節第5項「河川の氾濫、雨水対策」	東京都及び防災関係機関	【現状と課題】(1) 河川・水路の状況 野川において、50mm/h 降雨対応の整備が概成しているわけではありませんので、修正をお願いします。 また、新河岸川の護岸整備率は9割強ですが、空堀川など新河岸川流域にある河川については 50mm 整備は概成していないため修正をお願いします。 ※残堀川は、一部未整備箇所はありますが、(改正前と記	いただいたご意見に基づき、現行計画の文言に戻し、「野川、新河岸川等」を削除します。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			載内容が変わっていないこともありますので、) 50mm 概成と言って問題ないと考えています。	
20	第2部第4章第1節第5項「河川の氾濫、雨水対策」	庁内	【現状と課題】(1)と(2)の間 新たに「総合治水の対策」を記載しなくていいのか？	必要性はあるかもしれないが、班をまたいだ調整が必要になり、議論の時間を要するため、今回の修正では議論の時間が十分でないことから、次回以降の検討課題とし、素案通りとします。
21	第2部第4章第1節第1項「市民等の意識啓発と防災教育の推進」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (3) 学校等における防災教育・ モデル校の指定はしておらず、その予定もないため、「及びモデル校の指定による防災教育活動」を削除する。	意見のとおり修正する。
22	第2部第4章第1節第3項「防災訓練の充実」	庁内	【現状と課題】 緊急医療救護所訓練の記載がないが、R2 から実施しているので記載した方がよい。	意見のとおり修正する。
23	第2部第4章第2節第5項「災害ボランティアの受入体制の整備」	東京都	【現状と課題】 東京都災害ボランティアセンターは、「東京都生活文化スポーツ局が」東京ボランティア・市民活動センターと協働で「設置し、」と修正をお願いします。	意見のとおり修正する。
24	第2部第4章第3節第1項「避難行動要支援者等の支援対策」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (1)、②名簿の更新・提供 「市民防災組織」のあとに「福祉事業者」を挿入する。	意見のとおり修正する。
25	第2部第4章第3節第4項「食料品・日用品・飲料水等	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (1) 食料・日用品等の確保 学校給食共同調理場 →	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
	の確保」		学校給食東共同調理場、学校給食西共同調理場	
26	第2部第4章第3節第4項「食料品・日用品・飲料水等の確保」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (2) 飲料水等の確保 飲料水、生活用水の確保の所管から、環境下水道部を削除	給水班が行う応急給水も「飲料水の確保」に含まれているため、素案通りとします。
27	第2部第4章第4節第2項「消防力の強化」	庁内	【施策の方向性と事業計画】 (3)、②市民消火隊の結成 9の町 → 8の町 高松町がなくなりました。	意見のとおり修正する。
28	第2部第4章第4節第5項「災害廃棄物の処理」	庁内	【現状と課題】(2) し尿処理の現状 し尿処理は、平時は湖南衛生組合で行っているが、施設の老朽化が進んでいる。 → し尿処理は、平時は湖南衛生組合で行っている。 と修正する。	意見のとおり修正する。
29	第2部第4章第4節第7項「消防・警察等との連携」	東京都	【現状と課題】 (1) 消防・警察等との連携 地域系防災無線 → 立川市地域系デジタル防災行政無線 と訂正	意見のとおり修正する。
30	第3部第1章第2節「災害対策本部の設置」	庁内	(2) 災害対策本部の設置場所 地域防災計画第4部応急計画(風水害対策編)と第3部応急計画(地震対策編)では、災害対策本部の代替候補施設の場所が違うが、よいのか？	① 地震時の代替施設に「総合福祉センター」及び「柴崎体育館」があるのに、風水害時には該当となっていない理由は、両施設は水害ハザードマップ上の浸水区域に立地しているため。よって、素案のとおりとなります。 ② 風水害時の代替施設に「クリーンセンターたちむにい」があるのに、地震時には該当となって

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
				いない部分については、地震時の代替施設に「クリーンセンター「たちむにい」」を追記しました。
31	第3部第1章第3節「災害対策本部の組織と職員態勢」	庁内	(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌 地域文化課の応急活動内容2「ボランティア受入等連絡調整業務」については、地域文化課では行わず市民協働課の方でのみ対応にあたることになっております。 また、活動内容3「二次避難所の開設・運営」をメインに活動を行うことになります。 そのような状況から地域文化課ではボランティアに関する活動は不可能なため、ボランティア班として区分されるのは不適當かと思えます。	「組織に関することは、2課のみならず全体的な調整が必要な事項であり、議論のための時間的な制約もあるため次回以降の課題としている。」 以上から、総合的に考慮して、今回は素案のとおりとします。
32	第3部第2章第6節「災害救助法による救助の実施」	東京都	【救助の種類と対象経費】 必要に応じて賃貸型応急住宅の経費を追記してください。	ご意見のとおり、「応急仮設住宅の供与」を「建設型応急住宅の供与」に修正するとともに、その下に新たに「賃貸型応急住宅の供与」の項目を加え、対象経費を記載します。
33	第3部第6章第6節「消防隊の応援要請」	東京都	(1) 応援要請 消防組織法は平成18年に改正されており、現行の記載は古い内容となっているため、本記載を全面的に見直すようお願いします。	現行法令に沿った記載に修正しました。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
34	第3部第8章第4節「緊急医療救護所、避難所救護所等の設置及び活動」	庁内	(2) 避難所救護所 巡回相談 → 巡回健康相談 と訂正	意見のとおり修正する。
35	第3部第10章第5節「一次避難所の開設・運営」	庁内	(4) 女性等のニーズの配慮 「等」を加えたようだが、 LGBT 当事者を等でくくってよいのか？ 「性的マイノリティにも配慮した避難所運営」についての具体的な記載は？	「女性・性的マイノリティのニーズへの配慮」と修正します。 新たに⑨として、「⑨ 性的マイノリティの方への配慮など、多様性を重視した対策を講じる。」を加えることで対応しました。
36	第3部第13章第3節「駅周辺の混乱防止」	庁内	(3) 帰宅困難者への情報提供 東京都と連携し、一時滞在施設等の情報通信基盤の強化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手し、 → 東京都と連携し、帰宅困難者が必要な情報が入手でき、 に修正 合わせて、当該部分は、応急計画に記載するものか？防災対策に入れた方がいいのでは？	意見のとおり修正する。 また、当該文章は「現状」を記した防災・減災計画の内容であるため、該当部分に文章を移動させました。
37	第3部第17章第3節「被災宅地危険度判定の実施」	庁内	(2)、④判定結果の表示 ステッカーの凡例の図を追加 赤判定内容：変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要。 黄判定内容：変状等が著し	意見のとおり修正する。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			く、当該宅地に立ち入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。また、変状が進行していれば避難も必要。 青判定内容：防災上の問題はない宅地、または、変状等は見られるが、当面は防災上の問題はない宅地。	
38	第3部第17章第5節「火薬類、高圧ガス（LGPを含む）、危険物、毒物、劇物取扱施設等の応急措置」	庁内	（４）、①に 「また、流達する下水処理場のほか、管路工事部門、警察等に情報を提供する。」 ②に 「有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、」及び「また、下水道管内で有害ガスが発生することが予想される場合、流達する下水処理場のほか、管路工事部門や消防・警察等に情報を提供する。」をそれぞれ挿入してほしい。	意見のとおり修正する。
39	第3部第18章第6節「電気施設の応急対策（東京電力グループ）」	関係機関	今回の修正では、「東京電力グループ」という表記にすべて修正されていますが、「グループ」では、販売や火力、水力など全ての部門が含まれるため、この防災計画で使う表現としては相応しくないと考えます。 「東京電力パワーグリッド」が適切だと思いますがいかがでしょうか。	東京都へ確認・了承の上、意見のとおり修正する。
40	第3部第19章第1節「基本方針と所管部署」	庁内	（２）所管部署 「立川市による緊急輸送道路等の確保」で復旧班が対応	復旧班の業務には該当しないため、誤記であり表中の記載を削除します。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			にあたるようになっているが、復旧班の活動体制の応急活動内容に該当する項目がない。	また、第1節(2)の所管部署からも復旧班を削除します。
41	第3部第20章第4節「被災住宅の応急修理」	東京都	応急修理に関しては、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」をご確認いただき、修正をお願いします。	現行法令に合わせた記載に全面的に修正しました。
42	第3部第20章第5節「応急仮設住宅等の供給」	東京都	全体を通して、応急仮設住宅に関する文言（「応急仮設住宅」「建設型応急住宅」「賃貸型応急住宅」等）の定義を整理して記載したほうが良いと思います。 また、公的住宅を含む場合は「応急仮設住宅等」と記載してください。	意見のとおり修正する。 節内の校正を全面的に差替え、現状に合致した記載としました。
43	第3部第20章第12節「被災者支援に関する各種制度の活用」	庁内	（1）経済・生活の支援～被災後の経済・生活の状況別 母子父子寡婦福祉資金貸付金 → 母子及び父子または女性福祉資金による貸付と修正	支援制度の名称は、内閣府ホームページ「被災者支援に関する各種制度の概要」に合わせているため、素案通りとします。
44	第3部第21章第5節「関係機関のボランティア活動」	関係機関	（3）、①赤十字ボランティアの役割 赤十字災害救護ボランティア → 東京都赤十字救護ボランティアと訂正	意見のとおり修正する。
45	第3部第22章第1節「基本方針と所管部署」	庁内	（2）主管部署 河川での管理施設もなく、応急復旧対策もできないので、道路復旧班が河川の応急対策箇所から除いていただきたい。	「河川が地震により決壊した際に氾濫し浸水した際に管理する施設（道路等）の排水を実施する」という部分もあるかと読めるので、道路対策班を所管部署から外すことは

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
				現状できないため、素案のとおりとさせていただきます。
46	第4部第2章第1節「気象に関する情報」	東京都	(1) 気象等の特別警報・警報・注意報、早期注意情報の種類 R4.8より早期注意情報に「高潮」が追加されているのでご確認ください。	意見のとおり修正する。
47	第4部第2章第1節「気象に関する情報」	東京都	(4) 気象警報・注意報及び早期注意情報(警報級の可能性)の発表 ・大雨特別警報の場合は紫でなく、黒色で表示されます。 ・警戒判定メッシュは古い名称です。「危険度分布(警戒判定メッシュ)」⇒「キキクル(危険度分布)」	意見のとおり修正する。
48	第6部第2章第3節「災害復興計画の作成」	庁内	(4) 特定分野計画の策定「メンタルケア」について盛り込んだ方がよいのではないかな。	メンタルケア計画の必要性等は医療救護班と調整しなければならず、記載が可能な段階にはないため、現行通りとします。
49	関連資料	関係機関	防災会議委員名簿、防災関係機関緊急時連絡先 東京ガスネットワーク株式会社 東京西支店 → 東京ガス株式会社 東京西支店	意見のとおり修正する。
50	関連資料	庁内	防災関係機関緊急時連絡先 東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所 電話番号の後に ～(昼間) 080-3550-2622	市民の目にも触れる計画であり、また他の記載とも形式を合わせる必要があるため、夜間・休日や衛星携帯電話の電話番号は記載せず、素案のとおりとします。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
			(夜間・休日) 080-2354-3563 (局衛星携帯電話) を追記する。	一方で、防災無線の番号に相違があったため、「都86073」に修正します。
51	関連資料	庁内	立川市地域系デジタル防災行政無線番号一覧・641 呼出番号「641」(局名称:旧清掃事務所)は令和5年度中にクリーンセンター(泉町2,002番地)に移設予定です。	意見のとおり修正する。
52	関連資料	庁内	自治会及び市民防災組織一覧、西砂町 エステート立川一番町住宅管理組合自治評議会 → エステート立川一番町自治評議会 ※ 令和2年に名称変更している。	意見のとおり修正する。
53	関連資料	東京都	避難路及び緊急輸送道路 緊急輸送道路(東京都) R5.5の地域防災計画修正時に緊急輸送道路の追加削除を行っておりますので、反映をお願いいたします。	意見のとおり修正する。
54	関連資料	庁内	一次避難所(地震災害時)一覧 新たな被害想定、施設の現状、感染症対策等を鑑みた適正な収容人数の算定	最大受入者数を大幅に見直しました。
55	関連資料	総務委員会意見より	一次避難所、二次避難所、福祉避難所(地震災害時)一覧、各施設の防災機能の明示	付帯設備にWi-Fiやオストメイト設備等を追加しました。
56	関連資料	総務委員会意見より	各施設の防災機能の明示	新たに「風水害時指定避難所開設段階別一覧」、「風水害時における車両による一時避難場所一覧」「複数の防災機能を有

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
				する市有施設早見表」を追加しました。
57	関連資料	庁内	立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧 施設の現状に合わせる。	新たに指定された2施設を追加しました。
58	関連資料	庁内	一次避難所備蓄品一覧、その他備蓄品一覧 現状に合わせる。	内容の精査により実数を反映させました。
59	関連資料	庁内	民間団体との協定 火災に関する協定（立川ホテル旅館組合）が抜けている。	「大規模災害時」に対応する協定ではなく、「通常火災」の対応を想定したものであるため、素案のとおりとします。
60	関連資料	庁内	民間団体との協定 「災害時における災害活動等の支援に関する協定書」 「令和2(2020)年4月1日」 「株式会社エクセレントケアシステム」「災害時における高齢者避難者等の緊急受け入れ」を追加	意見のとおり修正する。
61	関連資料	庁内	民間団体との協定 新たに株式会社ケーヨーとの協定締結	意見のとおり修正する。
62	関連資料	状況の変化	災害対策用井戸 環境への影響により、大山井戸の指定を休止	PFAS 会議の結果を踏まえ、修正する。
63	関連資料	関係機関	ガスメーター復帰方法 資料の差替えをお願い致します。	意見のとおり修正する。
64	関連資料	東京都	水防計画 「水防計画」のみの場合、「東京都水防計画」と勘違いされる可能性があるので、参照の記載方法を検討ください。	「水防計画」を「立川市水防計画」に修正します。

番号	該当項目	意見元	意見内容	対応
65	関連資料	状況の変化	土砂災害警戒区域概略図 東京都建設局からの情報提供により区域の変更が発生	図面調整の上、差し替えました。
66	関連資料	庁内	浸水予想区域内要配慮者利 施設の見直し	現状に沿った施設を加え、調整しました。